

## 石巻市中小企業融資あっせん制度について

### 【概要について】

- ・本市の融資あっせん制度は、中小企業の安定及びその振興発展や小企業の健全な育成に資することを目的として実施
- ・本市と覚書を締結した宮城県信用保証協会及び特定金融機関（市内7金融機関）が、事業者に対し資金を貸付する制度（間接融資）
- ・制度の実施にあたり、市は特定金融機関に対して、融資資金の原資を預託（平成29年度予算額750,000千円、預託額の10倍を限度として貸付実施）

### 【条件について】

#### <一般枠>

- ・資金使途：運転資金、設備資金、運転資金及び設備資金の併用
- ・貸付限度額：1企業2,000万円以内
- ・償還期間：運転7年以内、設備10年以内、併用7年以内（据置1年以内）
- ・貸付利率：1年以内のもの1.8%、1年を超えるもの2.0%
- ・連帯保証人：法人は当該法人の代表者個人  
→今般、一定の条件で連帯保証人を不要とするもの  
個人事業主は原則不要
- ・宮城県信用保証協会の所定による信用保証を受ける必要あり

#### <災害関連枠>

- ・資金使途：運転資金、設備資金、運転資金及び設備資金の併用
- ・貸付限度額：1企業1,000万円以内
- ・償還期間：10年以内（据置2年以内）
- ・貸付利率：1.5%
- ・連帯保証人：法人は当該法人の代表者個人  
→今般、一定の条件で連帯保証人を不要とするもの  
個人事業主は原則不要
- ・宮城県信用保証協会の所定による信用保証を受ける必要あり

### 【平成28年度の状況について】

一般枠及び災害関連枠合計で76件の融資を実行  
内訳：法人43件、個人事業主33件